令和5年(2023年)8月22日 総務企画委員会 所管事務調查資料 総合経営部経営計画課 市民活動推進部協働推進課

地域づくり推進事業について

1 地域づくり推進事業の背景について

少子高齢化による人口減少やライフスタイルの変化などにより、地域が抱える課題が多様化・複合化しており、また、広大な市域を持つ本市では、地域ごとに歴史・産業・人口構造などが異なり地域の課題も様々な状況がある。そのような中、本市が誇る「市民力・地域力」を活かしながら、地域が主体的に課題を把握し、解決のために協働していくしくみを構築するため、令和2年(2020年)3月に「八王子市地域づくり推進基本方針」を策定し、地域づくり推進事業をスタートさせた。

2 地域づくり推進事業について

(1) 八王子市地域づくり推進会議モデル試行実施要綱

「八王子市地域づくり推進基本方針」に基づき、中学校区に立ち上げる地域づくり推進会議の制度設計及び全中学校区への本格的な導入を行うために、本要綱を策定し、推進会議をモデル試行している。

(2)「八王子未来デザイン2040」

日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区を基礎単位としたうえで、地域の自立性・主体性を尊重しながら、地域単位での多様な施策・事業の展開をはかり、新しい地域のつながりを育み、行政組織のあり方や役割を再構築していく。

- ア 地域づくり:地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、それらの解決などのために協働していくしくみを構築すること。
- イ 地域自治:「地域づくり」を通して、地域のことを自分たちで考え、行動することで、みんなの幸せを実現していくこと。

3 地域づくり推進事業の未来像について

(1)地域づくりの推進に向けた体制づくり

自分たちの住む地域を知りながら、地域の課題を解決する方法を検討するため、地域の活動団体や住民で構成する「地域づくり推進会議」を立ち上げる。

(2)地域課題の解決に向けた計画づくり

地域の歴史や文化、現状などをまとめた「地域カルテ」をもとに、地域の特性や魅力を活かしながら、地域が抱える課題の解決を図る「地域づくり推進計画」を作成し、地域の活動団体や住民が主体となって取組を進めていく。



主体的に地域のことについて考え、行動していくためのプラットフォームとなる推進会議の取組を通して「地域自治」を推進

〈地域づくりの6つの未来像〉

地域と行政それぞれの役割や責任を踏まえながら、地域と行政が協力して、未来像の実現に向けて取り組む。

地域にとっての未来像

多様なつながりをもとに 安心して暮らせる地域社会

地域の自立性・主体性を発揮

将来にわたり暮らしを支える 「新しい地域のつながり」

行政にとっての未来像

地域に対する支援体制の確立

圏域や中学校区単位での多様 な施策・事業の展開

役割とニーズを踏まえた 「地域公共サービス」の実施

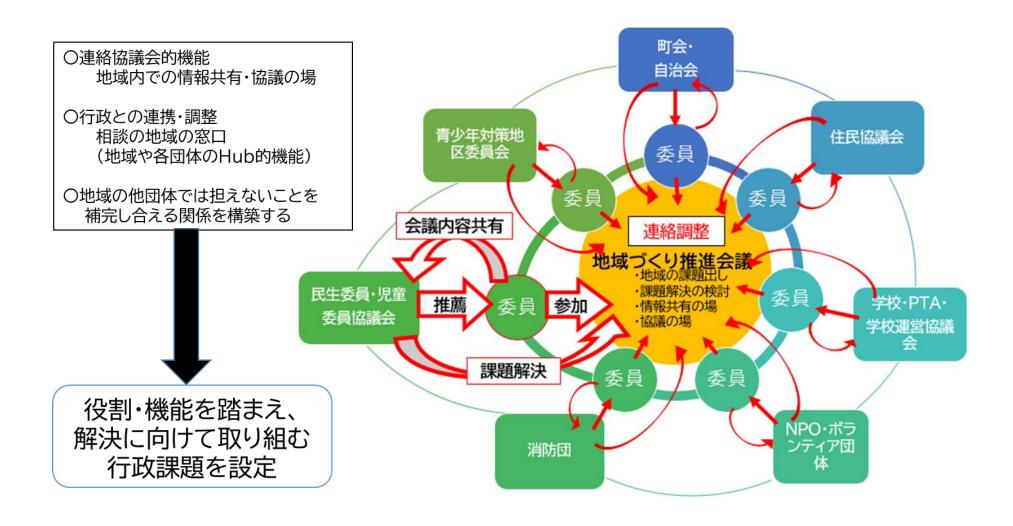
4 これまでの取組について

年 度	時 期	取組	
令和元年度(2019年度)	令和2年3月	「八王子市地域づくり推進基本方針」策定	
令和2年度(2020年度)	令和2年12月~	全中学校区を対象とした「中学校区別ワークショップ」を「地域づくり推進事業」と	
	令和3年7月	「長期ビジョン策定」の合同事業として実施	
令和3年度(2021年度)	令和3年6月	長房中学校区、川口中学校区に推進会議を設置	
	令和3年12月	みなみ野中学校区、南大沢中学校区に推進会議を設置	
	令和4年3月	長房中学校区、川口中学校区推進会議において 「地域カルテ」、「地域づくり推進計画」を策定	
		みなみ野中学校区、南大沢中学校区推進会議において「地域カルテ」を策定	
令和4年度(2022年度)	令和4年8月~ 12月	推進会議未設置の33中学校区を対象とした「地域づくり意見交換会」を実施	
	令和5年1月	「地域づくりフォーラム」を開催	
令和5年度(2023年度)	令和5年8月	「地域づくりフォーラム・意見交換会」を開催	

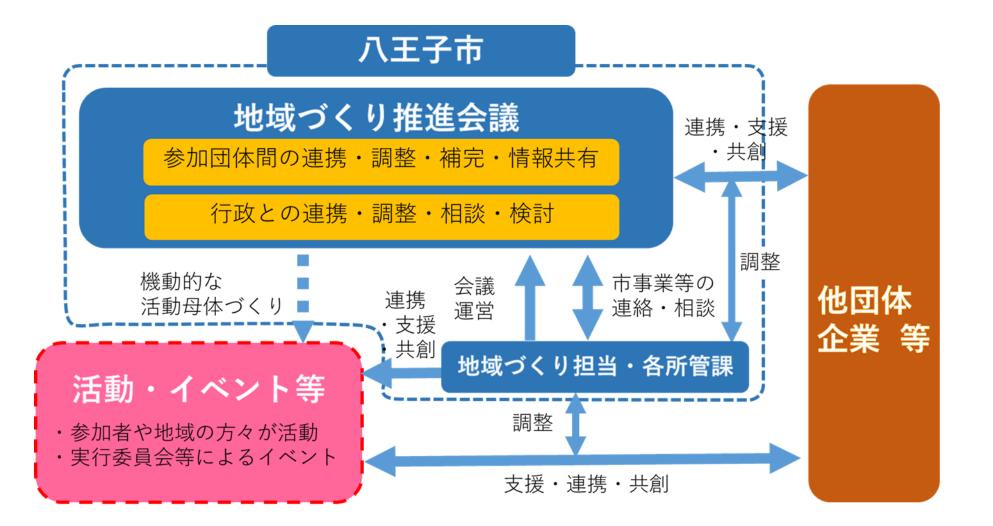
5 地域づくり推進事業の課題について

- (1) 目指す到達点のイメージや取組への理解度に地域・庁内にばらつきがある
- (2)現時点での推進会議における活動は「マルシェ」などのイベントが中心になっており、地域課題を踏まえた行政視点の会議内容や取組が少ない
- (3)推進会議のあり方や担っていく取組、参加者の役割などの確立
- (4) コミュニティ・文化・福祉・教育・まちづくり等の地域活動を担っている既存団体等との連携や役割
- (5)地域づくり推進事業の体制や「地域担当職員制度」の構築

地域づくり推進会議の役割・機能



地域づくりの推進体制



6 今後の予定

- (1)「八王子市地域づくり推進基本方針」改定
- (2)みなみ野、南大沢中学校区推進会議にて「地域づくり推進計画」を策定
- (3)未設置地区への推進会議立ち上げに向けた準備会の設置
- (4)各推進会議にて「それぞれの中学校区における地域自治の姿」の検討

(参考) 町会・自治会加入率及び課題

	コルムルハー			
年度	団体数	加入世帯数(a)	住基世帯数(b)	加入率(a/b)
平成25年度	564	156, 633	255, 284	61.36%
平成26年度	566	156, 264	257, 001	60.80%
平成27年度	572	155, 709	258, 912	60.14%
平成28年度	575	154, 323	261, 685	58.97%
平成29年度	578	154, 059	264, 618	58.22%
平成30年度	579	153, 014	267, 263	57.25%
平成31年度	576	151, 818	269, 626	56.31%
令和2年度	576	150, 783	271, 314	55.58%
令和3年度	575	148, 470	275, 523	53.89%
令和4年度	576	146, 868	278, 577	52.72%
令和5年度	576	144, 317	281, 435	51.28%

|※「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」施行

認可地縁団体数・・・107団体(「認可地縁団体」とは、法人格を取得した町会自治会のこと。)

※平成3年(1991年)4月の地方自治法の一部改正により、町会・自治会は、当該団体名義で不動産等の登記をするため、市長の認可を受け、法人格の取得が可能となった。その後、令和3年(2021年)11月に、不動産等の登記を目的とせずとも、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的とすることによる法人格の取得も可能となった。

課題① 加入率の低下(高齢化による退会者の増加、若年層をはじめとする新規加入者の減少)

課題② 役員の担い手不足

課題③ 町会・自治会活動における負担軽減 等

自治体名		大阪府大阪市【政令市】	大阪府豊中市【中核市】	宮崎県宮﨑市【中核市】	愛知県一宮市【中核市】
人口 (令和5年6月1日現在)		2,765,907人	399,326人	397,737人	379,216人
	組織名称	地域活動協議会	地域自治協議会	地域協議会	地域づくり協議会
	設置数・ 設置状況	326 (市の8割以上で設置)	9(※設置に向けた検討会を含めると11) (市の2割未満で設置)	22 (市内全域で設置)	22 (市の8割以上で設置)
地域	活動範囲	小学校区	小学校区	地域自治区	連合自治会·町内会
選営組織	組織形態	協議組織と実行組織(一体型)	協議組織と実行組織(一体型)	協議組織と実行組織(分離型)	協議組織と実行組織(分離型)
峨に関すること	法的性格	規則や要綱に基づく組織 (各行政区において「地域活動協 議会の認定に関する要綱」を策 定)	条例に基づく組織 豊中市自治基本条例(平成19年 施行) →豊中市地域自治推進条例(平 成24年施行)	地方自治法に基づく地域協議会	要綱に基づく組織 一宮市地域づくり協議会設置要綱 (平成20年施行)
	特徴	・非常に大きな規模の自治体で、 地域づくりを進めている	・地域主体での設置を推進している ・独自の地域自治システムを構築 している	・地域協議会とは別に、実行組織である「地域まちづくり推進委員会」を設置している	・条例によらず設置している ・地域づくり協議会に総合交付金 を交付している ・既存団体の連合体を地域づくり 協議会とし、相互補完関係にある と整理している
行政の支援	支援の内容 (例)	・補助金による財政支援(各行政区「地域活動協議会補助金交付要綱」) ・地域担当職員制度の導入(各行政区「地域担当職員設置要綱」) ・地域公共人材(まちづくり活動に関する専門知識を持ち、活動のサポートを行う人材)の派遣	・助成金による財政支援(「地域自 治組織等の活動に要する経費の 一部助成要綱」) ・運営に係る相談・助言(地域担当 職員制度を導入)	・交付金による財政支援(「宮崎市地域コミュニティ活動基金条例」、「宮崎市地域コミュニティ活動交付金に関する規則」等)・施設(活動拠点)の提供・地域協議会の運営(地域協議会の事務局を市が担う)	・交付金による財政支援(提案事業交付金)

自治体名		長野県長野市【中核市】	滋賀県大津市【中核市】	山口県下関市【中核市】	長崎県佐世保市【中核市】
人口 (令和5年6月1日現在)		367,094人	344,257人	248,423人	234,407人
	組織名称	住民自治協議会	まちづくり協議会	まちづくり協議会	地区自治協議会
	設置数• 設置状況	32 (市内全域で設置)	36 (市内全域で設置)	17 (市内全域で設置)	27 (市内全域で設置)
地域	活動範囲	旧市町村単位	小学校区	中学校区	地区コミュニティセンターの事業範 囲(概ね中学校区)
運営組織	組織形態	協議組織と実行組織(一体型)	協議組織と実行組織(一体型)	協議組織と実行組織(一体型)	協議組織と実行組織(一体型)
楓に関すること	法的性格	条例に基づく組織 長野市及び住民自治協議会の協 働に関する条例(平成21年施行)	自主的に設立されている組織 (設立の届出についてのみ要綱で 規定)	条例に基づく組織 下関市住民自治によるまちづくり の推進に関する条例(平成27年施 行)	条例に基づく組織 佐世保市地域コミュニティ活性化 推進条例(平成29年施行)
	特徴	・都市内分権を推進していると明確にしている ・必須事務と選択事務に分けて、 ・地域に事務を依頼している	・条例や規則等に基づく組織として いない	・地域内分権を推進している(行政 内分権も含め)	・モデル地区を指定して検証を 行っている
行政の支援	支援の内容 (例)	・補助金、交付金、助成金による 財政支援 ・施設(活動拠点)の提供 ・運営に係る相談・助言(支所長等 が対応)	・補助金、交付金等の財政支援 ・施設(活動拠点)の提供	・補助金、交付金等の財政支援 ・施設(活動拠点)の提供 ・運営に係る相談・助言(地域サポート職員)	・補助金、交付金等の財政支援 ・施設(活動拠点)の提供

自治体名		山口県山口市	茨城県守谷市	
人口 (令和5年6月1日現在)		191,467人	70,457人	
	組織名称	地域づくり協議会	まちづくり協議会	
	設置数• 設置状況	21 (市内全域で設置)	9 (市内全域で設置)	
地 活動範囲 域		小学校区	市内を9地区に分割(自治会連絡協議会・地域福祉活動計画実行 委員会 6 地区の考え方がもと)	
運 営 組 織	組織形態	協議組織と実行組織(一体型)	協議組織と実行組織(一体型)	
に関すること	法的性格	条例・規則・要綱等で定められて いないが、総合計画等で位置付け られている組織	条例に基づく組織 守谷市協働のまちづくり推進条例 (平成30年改正)	
٤	特徴	・既存の組織をそのまま協議会とするなど、組織形態は地区により異なる・協議会の運営のほか、地域づくり計画に基づく取組に使用できる交付金を交付している(包括的な交付金)	・地域自治組織への発展を将来像 として掲げている ・地域づくりの考え方が八王子市 と似ている	
行政の支援	支援の内容 (例)	・補助金、交付金等の財政支援 ・施設(活動拠点)の提供 ・運営に係る相談・助言(地域づく りアドバイザーの派遣など)	・補助金、交付金等の財政支援 ・施設(活動拠点)の提供 ・運営に係る相談・助言(地域担当 職員制度を導入)	